

# 第30期東京都青少年問題協議会

## 第2回総会

平成27年8月20日（木）

午後 6 時28分開会

○野村青少年課長 お待たせいたしました。

本日はご多忙の中、「第30期東京都青少年問題協議会第2回総会」にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、本協議会の事務局を担当しております、東京都青少年・治安対策本部青少年課長の野村でございます。よろしくお願いいいたします。座って失礼いたします。

現在、ご出席いただいております委員の方は35名中27名でございます。東京都青少年問題協議会条例第7条に定める総会の開会に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

お手元に本日の資料をお配りしてございますので、ご確認をお願いいたします。資料1はA4縦の「第30期東京都青少年問題協議会審議経過」でございます。

資料2は、A4冊子の「第30期東京都青少年問題協議会答申（案）『東京都子供・若者計画』」でございます。

資料3は、A4横で「『東京都子供・若者計画』（案）に関する意見募集に寄せられたご意見について」でございます。

その他、第30期東京都青少年問題協議会委員名簿、幹事名簿などを置かせていただいております。

資料1から3につきまして、不足等ございましたら挙手をお願いいたします。

ご発言の際は、前にございますボタンを押していただきますと、マイクが音を拾うようになります。ご発言終了後は再度ボタンを押していただきますと、スイッチが切れるようになっております。

それでは、本来であれば副会長の加藤先生に議事進行をお願いするところではありますが、本日は研究のため渡米しておられますので、土井委員に進行をお願いいたします。

○土井副会長代理 こんにちは。筑波大学の土井と申します。僭越ながら副会長の加藤先生に代わりまして、進行を務めさせていただきます。また、会長である舩添知事におかれましても、公務のため出席できないとのことでもありますけれども、本日は秋山副知事にご出席いただいております。

改めまして、本日はお忙しい中、ご出席いただきましてどうもありがとうございます。ま

た、大変蒸し暑い中でございますので、上着をお召しの方はお脱ぎくださっていただければと思います。

ただいまから「第30期東京都青少年問題協議会第2回総会」を開催いたします。

議事に入ります前に、本日の総会も原則公開でございます。傍聴なさっている方、議事の円滑な進行のために次のことをお願いしたいと思います。まず、委員などの発言に対しまして、拍手、その他いろいろな態度で賛否を表明しないことをお願いいたします。それから、議事の秩序を乱したり、騒ぎ立てたりする等の議事の妨害もしないようにお願いいたします。

これから議事に入りたいと思います。

最初に、事務局から「第30期東京都青少年問題協議会審議経過」につきまして、ご説明をお願いいたします。

○稲葉青少年対策担当部長 それでは、お手元の資料1をご用意いただけますでしょうか。「第30期東京都青少年問題協議会（専門部会）開催状況」でございます。

既に専門部会の審議経過につきましては、前回、古賀部会長からご説明をいただいておりますので詳細は省略いたしますが、本年1月20日の第1回総会におきまして、知事から計画策定の諮問を受け、その後、学識経験者の委員の皆様によります6回にわたる議論を経まして、計画案を取りまとめ、一番下の丸にございますが、7月14日の拡大専門部会におきましてご了承いただき、パブリックコメントを実施しております。

協議会の開催状況は以上でございます。

○土井副会長代理 ありがとうございます。

答申に向けまして、答申（案）につきまして確認をしてみたいと思います。「東京都子供・若者計画」（案）につきまして、7月14日の第1回拡大専門部会以降の変更点を中心に、古賀専門部会長にご説明をお願いいたします。

○古賀部会長 それでは、特に答申（案）の変更点を中心に、専門部会長を仰せつかっております私のほうからご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

先日14日の第1回拡大専門部会におきまして、概要をご説明しておりますけれども、今回、内容に大きな変更はございません。そこで、計画の内容を再確認しつつ、今回のご説明で主な変更点を中心にご説明いたします。資料2の答申（案）という大変厚いものになっておりますけれども、これをご覧いただきたいと思います。

まず、表紙をめくっていただきまして「目次」というのがございます。それを使ってお話

いたします。第1章及び第2章については、大きな変更点はございません。

第1章の概要としまして、「計画の位置付け」について書かれております。本計画は子ども・若者育成支援推進法に基づいて、都道府県子ども・若者計画をつくるものでありまして、策定に当たってはこの子若法に基づく大綱として、国が定めました子ども・若者ビジョンを勘案しております。

策定の目的としましては、東京都の子供・若者育成支援に関する施策の現状を一覧化して示すことによって、青少年施策の枠組みづくりを進めることが必要であると考えております。この一覧化には、福祉、教育、雇用、青少年健全育成といった都や区市町村の取組だけでなく、関連のある国の施策についても矯正、更生といった取組等も含めて、必要に応じて盛り込んでおります。

さらに、都は、区市町村における子若法に基づく計画の策定と、子供・若者を地域で支援するためのネットワークである子供・若者支援地域協議会の設置を促進し、身近な地域における支援の充実を目指すこととしております。

第2章では、国のビジョンを勘案した「全ての子供・若者が、青年期に社会的自立を果たすことができるよう、その成長を社会全体で応援する」という理念のもとに基本方針を掲げ、専門部会における議論を踏まえた施策推進の3つの視点を盛り込んでおります。なお、視点1のところに、子供・若者が大人とともに生きるパートナーである旨を追記しております。

「第3章 子供・若者支援施策の具体的な展開」におきましては、章全体を通じまして施策の全体像や、支援のネットワークのイメージをわかりやすく示す図を何点か挿入しておりますのでご覧ください。

10ページをご覧ください。そこに基本方針というものがございます。基本方針Ⅰ「全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立を支援」では、主として教育の取組を記載しておりますが、変更点としましては、1の(2)の「確かな学力の育成」のところに記載しておりました複線型ものづくり、人材育成ルートや専門高校の記述は記載内容を踏まえ、後ろのページのⅠの3の(2)の職業教育のところへ移動しております。また、「4 学びの機会の確保」の「(2) 様々な学習支援」の項目として、地域の人材等を活用した小中学校の取組を加筆しております。

次に、基本方針Ⅱ「社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援」に移りたいと思います。

当初「1 困難な状況ごとの取組」の「(9) 特に配慮が必要な子供・若者への支援」の1項目に組み込まれておりました「ひとり親家庭に育つ子供への支援」につきましては、事項の重要性を踏まえまして、独立の項立てをし、(7)に位置付け直しております。

その他、若年無業者、いわゆるニートや非正規雇用対策、ひきこもり対策、非行・犯罪に陥った子供・若者への支援の部分等につきまして、現状・課題の記載の整理や、取組の方向性の明確化等を行っております。

次に、基本方針Ⅲ「子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備」につきましては、引き続き10ページをご覧くださいますと、1に「家庭の養育力・教育力の向上」の「(2) 家庭教育への支援」につきまして、施策等一覧を充実させたところであります。94ページのほうにそれは載っております。

最後になりますが、「第4章 推進体制等の整備」につきましては、大きな変更点はございません。

こうした都の子供・若者計画の特色については、3点あると考えております。

まず、第1に社会的自立の重要性に着目している点が挙げられます。選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことからわかりますが、次代の社会の担い手である全ての子供・若者が、みずからの力で未来の社会をよりよいものに変えていく力を身につけることが不可欠となっております。この計画では、青年期の自立に向けて発達段階に応じた支援を記載しております。

次に、区市町村が計画を策定する際、子供・若者施策の枠組みづくりに資するように、関係各局等の子供・若者施策を取りまとめて一覧化しております。

最後に、区市町村の役割を明確化し、都は情報やノウハウの提供によって、区市町村における子供・若者育成支援ネットワークの設置を推進する役割を担うことが書かれておまして、子供・若者育成支援ネットワークにつきましては、第4章の106ページ以降に細かく記載してございますのでご覧ください。

以上、この計画の根拠法であります子若法は、予測困難な時代において子供・若者がいかなる困難に遭遇したとしても、地域のさまざまな支援機関が有機的に連携し合い、必要な支援をしていくことを可能とするものでございます。各区市町村においては、それぞれの事情を踏まえた上で、子供・若者への支援の充実にこれまで以上に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

最後になりますけれども、計画の名称についてです。計画の理念や目指すところをわかりやすくあらわす副題をつけたほうがよいのではないかというご意見が、専門部会の委員の先生方からもございましたことから、私としましては、子供たちの社会的自立ということの重要性に鑑みた副題をとということで、次のような副題を提案したところであります。「社会に参加し、社会を形成する若い力を育む」ということであります。もちろんこれは、今まさに社会の変容の中で必要とされている事柄を言葉にしたものと言えると思います。改めて申しますと、「社会に参加し、社会を形成する若い力を育む」という副題をつけていきたいと思いますが、皆様からのご賛同が得られればと思っております。いかがでございましょうか。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○土井副会長代理 ありがとうございます。

今、副題の提案もありましたけれども、ご意見につきましては、最後にまとめてお伺いしたいと思います。

次に、この計画（案）につきましては、7月14日開催の第1回拡大専門部会了承を受けまして、その後、7月22日から8月4日までパブリックコメント、意見募集にかけられました。その結果につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

○稲葉青少年対策担当部長 お手元の資料3、A4横の資料をご覧くださいませでしょうか。

ただいまご紹介がありましたように、7月14日に開催しました拡大専門部会でご了承いただきました計画（案）につきまして、7月22日から8月4日まで都民の皆様からの意見募集を実施いたしました。その結果、12名の方からご意見を頂戴いたしております。意見は一人一つということではございませんので、さまざまな意見ということになってございます。

計画の取りまとめに当たりましては、寄せられました意見を十分参考とさせていただきますとともに、個別事業の進め方に関する意見につきましては、所管局のほうへお伝えし、今後の取組の参考とさせていただくことしております。

パブリックコメントでいただきました意見と、それに対する都の考え方をこちらのほうの資料に一覧にしております。計画（案）そのものに対する意見に限らず、要望等も多く含まれてはございますが、可能な限り都の取組などを紹介する形で回答案を作成しております。

幾つかご紹介をさせていただきますので、一番左端のナンバーに沿って資料をご覧くださいませければと思います。まず、No. 3、子どもは社会全体で育むべきという意見をいただきました。本計画の施策推進の視点としても掲げておりますが、子供・若者が自立に至るまでを社会全

体で支えることの重要性を計画の基本的考えとして策定をいたしております。

No.5、子どもの貧困の実態と課題が盛り込まれていないが、計画を策定するのかというお尋ねでございますが、子供の貧困につきましては関係各局が連携しながら、関連する計画に記載されたさまざまな支援策を総合的に推進していくこととしております。本計画におきましては基本方針Ⅰにおいて、子供・若者の学びの機会を確保するための就学支援や学習支援の取組などを記載しております。

なお、前回の拡大専門部会で古賀部会長からもご説明がございましたが、今回の計画策定は短期間での議論となったため、調査等の実施はできておりませんが、専門部会における阿部委員のプレゼンを踏まえまして、相対的貧困の中に育つ子供・若者の課題についてコラムの掲載を予定しております。

No.6、子供の権利擁護のためのオンブズマンの設置についてご要望をいただきました。子供の権利擁護に関しましては、子供本人や都民等からの相談を電話で受け付ける窓口を設置してございます。深刻な権利侵害事例につきましては、弁護士や学識経験者等で構成する子供の権利擁護専門員が事実関係の調査や、関係機関との調整などを行う事業を実施しております。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、2ページをご覧くださいませでしょうか。

No.9、児童相談所の拡充についてご要望がございました。都はこれまでも子供家庭総合センターや江東児相の開設に当たりまして、一時保護所の定員を拡充して整備してきたほか、児童福祉司、児童心理司の増員、虐待対策班の設置など、児童相談所の体制強化に取り組んでまいりました。今後とも地域の関係機関と連携を図りながら、児童相談等に的確に対応してまいります。

No.12、職業訓練校の増設等の要望についてでございますが、公共職業訓練につきましては、社会的ニーズに応じて引き続き充実を図ってまいります。なお、訓練期間中の生活支援につきましては、都の取組ではございませんが、ハローワークを窓口といたしまして、厚生労働省が実施しております職業訓練受講給付金の制度をご紹介します。

No.13、No.14、奨学金等につきましては、充実してほしいという趣旨の複数の要望をいただいております。本計画におきましては、基本方針Ⅰの「4 学びの機会の確保」のところに記載がございます。高校生への支援といたしましては、授業料に充てるための就学支援金の給付と、授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を行う奨学給付金とがございます。

いずれも世帯や保護者の負担能力等に応じた支援となりますが、返済は不要となっております。大学生につきましては、文部科学省において日本学生支援機構が実施する大学生奨学金事業の充実等が図られているところでございます。

恐れ入りますが、さらに1枚おめくりいただけますでしょうか。

No. 19、若者のひきこもり支援に関する要望についてでございます。本人の状況から直ちに就労等が困難な場合には、東京若者社会参加応援事業において、社会体験活動の場を提供するNPO法人等の取組がございます。また、本年4月から生活困窮者自立支援制度がスタートしておりますが、その中で区市に設置されました自立相談支援機関におきまして、対象者の状況を踏まえた支援の取組として、就労準備支援事業や就労訓練事業が導入をされております。就労まで段階を踏んで支援していく区市の取組を、都としても支援していくこととなります。

No. 20、「やり直し」ができる社会であるというメッセージを盛り込んでほしいというご意見がございました。本計画は一人一人の子供・若者の最善の利益を尊重し、個別の困難な状況に陥った場合においても、その立ち直りと、その人なりの自立に向けた取組を支援していくということを基本としてございます。

一番下のNo. 26、児童養護施設の退所者を対象とした相談窓口の設置を要望する意見がございました。児童養護施設におきましては、自立支援コーディネーターを配置しまして、退所後のアフターケアの実施をしております。また、就労や生活の悩みを抱える者同士が集える場所として、都内2カ所で「ふらっとホーム」を運営しております。また、就労支援に関しましては、わかものハローワークなどもご活用いただけるものとなっております。

恐れ入りますが、もう一枚おめくりいただきまして、4ページ目をご覧くださいませでしょうか。

No. 29、推進体制のところ、抱えている問題によってはそれを知られないように、地域や地元ではないところでサービスを利用できるようにしてほしいとの要望がございました。居住地域以外でのサービス利用につきましては、事業によっては既に利用が可能なものもあるかと思いますが、今後地域における支援体制を整備していく中で、区市町村とも連携して検討してまいります。

最後にNo. 32、都内の家賃が高いなどのことから一人暮らしの若者、子育て世帯に対する住宅面での支援についての要望でございます。本年4月に施行されました生活困窮者自立支援制度においても、さまざまな課題を抱える生活困窮者を対象とした、住居確保給付金制度な



どの支援が導入されております。また、子育て世帯につきましては、都営住宅において入居者の募集に当たりまして、子育て世帯の当選倍率の優遇制度や、若年ファミリー世帯向けの期限つき入居等を実施するなどし、若い世代への入居を促進しております。

主な意見の説明になりますが、以上でございます。

○土井副会長代理 ありがとうございます。

今、ざっとご説明いただきましたけれども、いろいろご意見を寄せていただいております。都民の皆様の関心の高さが推しはかれるように思います。

今の事務局の説明及び答申（案）につきまして、前回、拡大専門部会においてご発言をいただけませんでした、多田江戸川区長からコメントをいただければと思います。よろしくお願いたします。

○多田委員 江戸川区長の多田正見でございます。

この答申（案）を読ませていただきました。何回も回を重ねて、専門部会の方々が非常に熱心なご討議をいただいたということがよく理解をできました。この内容につきましては大変ごもっともかつ適切な考え方、理念がいろいろ述べられているということでございまして、参考についておりました各省庁や、あるいは東京都で行っております取組も詳細にありましたので、理解をさせていただきます。

この中で、区市町村に対する取組については、いろいろ言っておりますが、これはしっかり受けとめてやっていかなければいけないと思っておりますが、非常に広範な課題でありますし、また、深いものがあります。特に区市町村におきましてはどこも同じだと思えますけれども、実際のケースといいたしましうか、現実の場面にかなり相対するということがいろいろあるわけにありますので、かなり広範なことについて、十分であるとはもちろん申しませんが、取り組んでおります。

私ども江戸川区でも、おおむね数十項目のいろいろな現実的な支援策を持っているわけがあります。もちろん青少年問題協議会も開いていろいろ議論もしているわけがありますけれども、この答申に基づいてこれからどういう再整理をしていくかということについては今検討中でありまして、各自治体もそうだと思いますけれども、これまでやってきていることを、区市町村というのはある意味では国や都に比べれば比較的コンパクトな組織でありますから、さまざまな課題を俯瞰的に見ることもできますということもありますし、現実対応についてのいろいろな経験もありますので、この答申を尊重しつつ、我々の至らざるところをもう一回

再整理をしたいという気持ちであります。恐らく、各市町村で今同じような作業をしているのではないかと思います。部課長会などが特別区ではありますけれども、そういうところでの議論を聞いておりますと、大体そういうことだと思っております。

それがこの答申について私が感じているところでありますし、今進めようとしているところであります。

青少年問題について、この答申もそうでありますけれども、ネガティブというか、余りよくない事象に対する取組がどうしても中心になるということなのですが、私どももできれば、それも大切なことで深く突っ込んでいかなければいけないのですけれども、つまり、ある状況をもっとよりよくしていくという前向きの課題もいろいろあると考えているわけで、今日終わりました高校野球なんか健全育成の最たるものでありまして、そういう面の施策の拡充をどうするかということも私たちの大きな課題だなと思っております。

今日、私も意見らしい意見ということも述べられませんが、江戸川区でやっております、そうしたことについての取組の2つだけをご紹介します、こういうことも自治体ではやっているということをご理解いただければありがたいと思っております。

1つは、この答申にもありますけれども、子供たちのいわゆる放課後対策です。私どもは十数年前にこういうことにかかわる、いろいろ研究しておられる大学の先生のお話を聞きまして、今、子供たちに最も欠けているものは何かということを考えてみると、やはり非常に人間関係が薄い、希薄だということが指摘されている。少子化で兄弟も少ない。それから兄弟にかかわる友達関係のつき合いも少ない。核家族化も進んでいるのでおじいちゃん、おばあちゃんと同じく同居している家庭もどちらかというとな少ない。学校と家庭と塾ということがありますけれども、そういうことの往復の中で子供たちは過ごしているのだが、そこでは多面的な人間関係を体験していくことができないという問題がある。これは、非常に大きな問題だということを私どもは指摘を受けて、そういうことを何とかしたいなということで始めましたのが放課後対策であります。

ちょうど10年経っておりますけれども、私ども23区の中では比較的に子供の多い区でありまして、学校も小学校が73校ございます。この73校で一斉に放課後対策事業をやろうということで、名前はすくすくスクールと呼んでいるのですけれども、これを始めまして、要するに、いたい子はずっといいですよということで、夕方まで学校で過ごす。地域の方々をお願いをして、どういうことでもいいから自分の得意なことを教えて、教えることが目的ではな

いので、人間関係のかかわりを多くしたいので、そういうつき合いをしていただければいいです  
ということで、いろいろ区民の方に呼びかけて、かなり多くの協力者を得ております。多い  
ところは1校100名ぐらい来てくださるのですけれども、今は10年たって、ボランティアなの  
ですけれども、大体73校で延べにいたしますと1万8,000人ぐらいが学校に出入りをしてくだ  
さるということでありまして、実人員でいきますと大体4,500人ぐらいになりますでしょうか、  
そういう方々が常時学校に出入りをしてくださって、子供たちとつき合ってくれるのです。

例えば、踊りであるとか、囲碁・将棋を初めとしてそろばんとか、英会話もあるし、さま  
ざまなことがございます。そういうことをやりながらいろいろ子供につき合っていただく。  
年代的にはどうしても熟年者の方が多いのでありますけれども、いつそういう成果が出るか  
は別といたしまして、今、子供たちは73校で3万5,000人ぐらいですけれども、そのうちの65%  
は登録をしてほぼ毎日通う、通うのではなくて学校に残っているということでありまして。

もう一つ、学童クラブの問題がありまして、私どもも子供が多いものですから、学童クラ  
ブがどうしても追いつかないということもあって、このすくすくスクールと合体をいたしま  
して、過ごし方はもう同じだということにして、学童クラブの子についてはそれなりの登録  
をもらいますので、責任持って夕方までお預かりをするということになるのですけれども、  
過ごし方は全く同じということでありまして。

非常に保護者の皆様方から喜ばれたことは、学童クラブというのは、どうしても従来型は  
隔離をされてしまうものですから、何十人という友達、家庭的といえどそういうことなので  
すけれども、仲のいい友達と好きなことをやりながら過ごすということができないのだが、  
これは非常にそういう面ではいいという評価もたくさんいただきました。それから、別のと  
ころに行かなくてもいいと。つまり、学校に居続ける続けることができるということなも  
のですから、そういう意味でこれはよかったなと思っているのですけれども、全国的にいろい  
ろな自治体の方々から関心を寄せていただきまして、大体10年の間に500自治体ぐらいが見に  
来ておられます。

私どもは、人間教育の一環としてやろうということで、子供の安全な居場所ということは  
当然のことなのですけれども、そういう謳い文句ではなくして、子供の人間教育というこ  
とでやってきたということでありまして。

しばらく前ですけれども、文部科学大臣もご視察をくださいましたし、平成22年だったと  
思いますけれども、総務省からふるさとづくり総務大臣表彰もいただきまして、今も続けて

いるわけではありますが、これが私たちの子供たちを健全に育てたいということの一つの取組でございます。

もう一つ申し上げますけれども、中学生の職場体験であります。これはどこでもやっておりますけれども、5日間通してやる。その間は授業を割愛してやるということでやっておりますが、これもちょうど10年たっております。

これを始めたのは、実は以前東京都の副知事をお務めでございました竹花さんという方から、ぜひやってみたらということをお勧められたわけでもあります。ご存じだと思いますけれども、かつて兵庫県神戸市で酒鬼薔薇事件というのがありまして、兵庫県はこういった事件をなくすためにどういう対策を講じたらいいかということで、みんなが議論して職場体験をやるということになった。県を挙げてやっておりますということだったので、ぜひやってみてくださいよと言われたのですが、5日間やるということが必須の条件ですよと言われてまして、やったのです。

大体、1学年5,000人以上の中学生がいます。そうすると、年間を通して五千数百人ですけれども、子供たちを企業に預かってもらわなければなりません。私どももいろいろな業界にお願いをいたしまして、ぜひ受け入れてくださいということをお願いしていたのですが、企業のほうは大丈夫かな、できるかなということもありましたけれども、実際にやってみたら、非常に企業の方々もこれは実にいいということで評価をしてくださいまして、保護者の方々のお話を聞いても、5日間で大分変わりましたねとか、毎年成果の発表会なんかをやっておりますけれども、子供たちも非常にいい体験をしたということで、余りネガティブな意見はありませんで、ぜひこういうことはやってほしいですねということと言われる方が多い。

五千数百人の子供たちを預かっていただく企業が1,700社ぐらい必要になります。それだけの企業に協力をいただくということはなかなか大変なことでありますが、10年たちましたので、毎年預かってくださるところが多いのですけれども、企業でもいろいろな教育をしてくれます。仕事を通していろいろなことを教えてくれるのですけれども、それ以外にも社長とか、いろいろな立場の人たちの教育観というものをいろいろ述べてくれたりいたしまして、非常にありがたいことだなと思っているのであります。

私は、両方に共通して言えることは、地域の方々子供を育てるということについて、どういうふうに取り組んでくださるかということについて、これは地域の協力なくして絶対にこの事業は成り立たないということになるわけでもあります。すくすくスクールにしてもそう

であります、子供たちに明日こういうことを教えたいので、私は夜中に一生懸命準備したのですよとか、そのことに打ち込んでくださる方々が非常に多いということとか、企業のほうもできるだけうちの会社に来て、うちでやっていることを理解してもらって、将来自分の職業観を持ってほしいのだということについても、積極的に社長以下、中小企業が多いですけれども、5日間やるのですが、4日目から子供たちの人が変わるということを異口同音に皆様おっしゃるのですけれども、3日目まではどうも自分のものにならないのだが、4日目以降は本当にがらっと変わって、挨拶から何から何まで全て自分のものになっているということを感じますよということを書いてくれるのです。

こういうことをやっている自治体は増えているかなとは思いますが、私は詳しくそれはわかりませんが、少なくとも竹花元副知事が、このことを東京都の自治体にやってみないかということをしていろいろあちこちに言ってくださったと思うのですけれども、そのときに取り組んだのは私どもと町田市の2つでしたが、それは始めて本当によかったということに関係の皆様が言ってくださるので、こういう面をいろいろ増やしていくことによって、広い意味の教育というものができていくのではないかと。要するに、健全なるバランス感覚のいい子供たちを育てていくことができるのではないかとということもあります。もう一つは青少年の海外派遣事業もやっておりますけれども、これは人数が少ないのですが、こういうことをできるだけ地域とともにやる。この答申にもありますように、地域全体で子供たちを育てるのだという気風をつくる。こういう意味では、一般住民ないしは企業を含めてやれているのではないかと思います。

これは2つの例ですけれども、そのほかにもないわけではないですが、今日は意見にかえて、こういうことをご披露いたしましてお聞きいただいたわけでありまして。ありがとうございました。

○土井副会長代理 今、大変貴重なご意見と事例のご紹介をいただきました。どうもありがとうございます。

おっしゃられたように、例えば今日もマスメディアはちょうど大阪の寝屋川事件で盛んに報道しておりますけれども、こういった特異な事件も確かに重要な問題ですが、同時に、一般の子供たちをどうやって健全育成していくのかという問題と両輪で考えなければいけないと思います。今、おっしゃられた人間関係が重要なキーだということも、大変貴重なご意見として承りました。

その他、何かご意見がございましたら、挙手をお願いしたいと思います。

お願いいたします。

○崎山委員 崎山です。

感想というか、意見というか、お願いをさせていただきたいと思います。

この答申の2ページの上の表を見て改めて思うのですが、教育があり、ひとり親家庭の福祉関係があり、就労政策とか、東京都の7つの政策を全部取りまとめたのが、今回の子供・若者計画ということになっております。ある意味で、5年スパンでやっていこうということなのですが、行政計画というのは、計画を立てることももちろん大事ですが、進行管理というものはもっと大事なかなと思っています。

ですから、この計画をつくって、これからそれぞれの区市町村の取組を求めていくというか、いろいろ調整をしながら取り組んでいくということで、今も多田江戸川区長からも江戸川区の取組がありましたけれども、それぞれ区によっても特性とか重点を置く政策が違ってくるといいますから、そういう調整をしながら、きちっと所管である青少年・治安対策本部で取りまとめをしながら、進行管理のかじ取りをぜひしていただいで、すばらしい計画が実現できるように期待をしたいと思いますので、ぜひよろしくをお願いいたします。

以上です。

○土井副会長代理 こちらも貴重なご意見、ありがとうございます。

確かにせつかくの計画なので、これが絵に描いた餅にならないように、進行管理をきちんと考えていきたいと思っています。その他、ご意見がございました方はいらっしゃいますでしょうか。

どうぞ。

○徳留委員 先ほど、パブリックコメントに関してご説明があった中で、子供の貧困の実態にかかわる阿部彩先生のプレゼンなどが議事録に載っておりますけれども、この冊子の中にコラムとして活用するという趣旨の説明があったと思うのですが、私も専門委員の方々の発言を議事録で見て大変勉強になる中身がいっぱいあって、本当にためになったと思っています。ですが、このコラムはどのくらいのこま数というのですか、分量で、どんなテーマで掲載される予定なのか、もしわかるならば教えていただきたいと思っています。

○土井副会長代理 ありがとうございます。

こちらは、事務局のほうがよろしいでしょうか、お願いいたします。

○野村青少年課長 それでは、こま数といいますか、全体のボリュームといたしましては、もちろんフォント等もございますが、A4にしまして2枚ほどで現在考えておりまして、内容は先ほどご説明もございましたが、さまざまな困難の背景にある貧困というものについて、テーマとしてお書きいただいているというところでございます。

○稲葉青少年対策担当部長 今回のA4が2枚というのは、阿部先生のコラムはA4が2枚ぐらいということで、これが全てというわけではなく、調整中の分もございますが、そのほかに防犯活動関係の企業の取組であるとか、18歳に選挙権年齢が下がること、セーフコミュニティとしまつということで、豊島区の取組、ひきこもり等の若者に対する自立支援関係の取組、公立夜間中学校、首都大学東京の現場体験型インターンシップという、高等教育での取組、立川市の第3次夢育て・たちかわ子ども21プラン、世田谷区の若年総合支援センターのメルクマールせたがやの取組、「あらかわの心」推進運動ということで荒川区の取組、通信制サポート校などを考えておりまして、このあたりについて今調整をしながらコラム執筆をお願いしております。今回の答申（案）には入っておりませんが、都の計画として策定するときに、コラムをあわせて掲載させていただきたいと予定をしております。

以上でございます。

○徳留委員 ありがとうございます。

○土井副会長代理 よろしいですか。

○徳留委員 はい。

○土井副会長代理 その他、またご質問等おありかもしれませんが、若干時間の都合もございまして、このあたりでご意見等は打ち切らせていただきまして、続きまして、今の事務局の説明及びいろいろいただきましたご発言も踏まえまして、専門部会長のほうから補足の説明をお願いしたいと思います。

○古賀部会長 いろいろなご意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

特に都民の皆様からのパブリックコメントにつきましては、私どもも読ませていただいて考えるところもございましたし、そのようないろいろな角度からのご意見があるということに深く感謝をいたしたいと思っております。もちろん言うまでもないことですが、この子供・若者の施策の充実のために、委員の皆様初め、関係の皆様にもいろいろなご意見をいただいたことが、大変充実した計画になるもとになりましたことに改めて感謝したいと思います。

今もお話が出ておりましたけれども、先ほど副題という形でも書かせていただいたのですが、ただただ社会に適応するというだけの時代は終わろうとしているのかなと思います。よりよい社会をつくっていくという時代に入ってきて、子供たちの力というのは非常に重要であると。若者たちの力がなくていい東京にはならないのではないかと思います。

そういう意味でも、先ほどご指摘いただいた前向きな社会参加や参画のできる人たちを育成していけるように、そのためにもずっとたくさんの施策、東京都は特に施策のメニューが豊富なのです。国のほうも内閣府を中心に9月から子若ビジョンの再検討、改定が行われていきますが、そういった議論の入り口にかかわって、東京都はメニューが非常に豊富で、いろいろな支援をしているということも多く、道府県で見習いたいというお話も出るぐらいですので、こういったものの一覧化ということで見ていただいて、こういう施策があるのだということを理解していただくことが非常に重要だと、私自身も改めて読ませていただきながら勉強したというところがございます。そこで、多くの皆様にこの計画を活用していただければと思っているところです。それが、ひいては先ほど言いました前向きな子供・若者の成長ということにつながればなと思っています。

また、同時にいろいろな問題が複合的で困難な時代に入ったと思います。育成環境をよりよくするといっても、例えばひきこもりの問題と非行の問題は全く関係がないとはいかなくなってきています。複合的な問題に対応できる育成環境をつくるということになってくれば、個別の施策というものも充実していくことが重要なのですが、それだけでなく、先ほど江戸川区長のお話もありましたけれども、地域をベースにしたネットワークをつくって、相互の関係性の中で支援の充実を図っていくというところが必要ではないか。そういう支援の資源を豊かにしていくという作業が必要だと思いますので、今回はその点も確認できたのではないかなと思っています。

以上のような点から、この計画をぜひ原案どおりご承認いただいて、一日も早く具体的な取組、各地域での前向きな、積極的な施策への介入をしていただけるようにしていきたいと思っていますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○土井副会長代理 ありがとうございます。

まず、先ほどご説明いただきました、パブリックコメントに対する回答のほうですけれども、資料3のとおり回答するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)



○土井副会長代理 ありがとうございます。

では、意見募集につきましては、この回答で進めさせていただきます。

続きまして、答申（案）についてお諮りをいたします。

先ほど、専門部会長から計画の副題につきましてはの提案がありましたけれども、その点も含めまして、東京都子供・若者計画につきましては、当協議会の答申としてご承認いただけますでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○土井副会長代理 ありがとうございます。

では、皆様にご承認いただきましたので、東京都青少年問題協議会を代表しまして、古賀専門部会長から、知事の代理として秋山副知事に答申をお渡しいたします。

（秋山副知事、古賀部会長、所定の手交位置へ移動）

○古賀部会長 「東京都・子供若者計画」について、本協議会は「東京都子供・若者計画（仮称）」について審議を重ねてまいりまして、このたび答申を取りまとめましたので、地方青少年問題協議会法第2条の規定に基づき報告いたします。よろしく願いいたします。

（古賀部会長から、秋山副知事に答申文を手交）

○秋山副知事 確かにいただきました。ありがとうございました。

○古賀部会長 どうもありがとうございました。

○土井副会長代理 ただいま東京都青少年問題協議会から、知事に対しまして答申をお渡しいたしました。

では、秋山副知事からご挨拶をいただきたいと存じます。お願いいたします。

○秋山副知事 ご紹介いただきました、東京都副知事の秋山でございます。委員の皆様方には大変お忙しい中、第2回総会のご参加を賜りまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

本日は、この協議会の会長が知事でございますので、本来であれば、こちらで知事が答申を受けるといってございませぬけれども、所用で出席できません。大変申しわけございませぬ、私から一言ご挨拶をさせていただきます。

ただいま古賀専門部会長から、第30期東京都青少年問題協議会答申、「東京都子供・若者計画」をいただきました。加藤副会長、古賀専門部会長を初め、委員の皆様方には本年1月の諮問以来、限られた時間の中で精力的にご審議をいただきまして、答申としてご提言をい

ただいたということで、厚く御礼を申し上げます。

東京都子供・若者計画では、全ての若者が青年期に社会的自立を果たすことを、社会全体で応援するということが基本理念としてございますけれども、これがまさに、昨年12月に東京都が策定いたしました東京都長期ビジョンの政策指針の一つでございます、全ての人が活躍できる社会の実現の基礎となる考え方だと思っております。

近年、少子高齢化、情報化、国際化など、社会の進展が大変著しいということとともに、子供・若者を取り巻く環境が大変大きく変化している。社会的自立に困難を有する子供・若者の持つ背景そのものが、これまで以上に複雑なものになっていると理解をしております。都では、関係各局、横の連携を一層強化いたしますとともに、区市町村、国、事業者、関係団体の皆様と協力して、次代を担う子供・若者の育成に全力で取り組んでまいりたいと思っております。

本日、特別区を代表して江戸川区長の多田様にもご出席を賜っておりまして、先ほど、放課後対策など具体的事例についてのご紹介を賜りましたけれども、子供・若者への支援そのものは身近な地域におけるきめ細かな対応が極めて重要でございます。これまでもさまざまな取組をしてきていただいておりますけれども、今後の課題でもございます区市町村におけます支援のネットワーク整備に向けまして、都としてもノウハウの提供等によりまして、可能な限りご支援をさせていただきたいと思っておりますので、積極的な取組をよろしく願いしたいと存じます。

委員の皆様方のご尽力に対しまして、改めて御礼を申し上げますとともに、今後も都政運営へのご協力をお願いを申し上げます、私のご挨拶とさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

○土井副会長代理 ありがとうございました。

では、以上を持ちまして、本日の「東京都青少年問題協議会」を閉会させていただきます。本日は委員の皆様方、お忙しい中、ご出席くださりましてどうもありがとうございました。

事務局のほうに返します。

○野村青少年課長 本日は、どうもありがとうございました。

午後 7 時 22 分閉会